健康診断書について

■ 応募者の方へ

以下を確認して、該当する医療機関に提示し、担当の医師に健康診断書の記入を依頼してください。

身体障がい、知的障がいのある方

- かかりつけの病院が<u>ない方</u>
  - ・お住まいの近くの医院等で健康診断を受け、担当の医師に健康診断書（別紙1）の記入を依頼してください。
- かかりつけの病院が<u>ある方</u>
  - ・かかりつけの病院で健康診断を受け、担当の医師に健康診断書（別紙1）の記入を依頼してください。

精神障がい、発達障がいのある方

- ・ご自身の障がいに関する専門的な診療科がある病院（精神科、心療内科等）で担当の医師に健康診断書（別紙1）及び医療情報提供書（別紙2）の記入を依頼してください。

※1　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳取得者は、その写しを提出願います。

※2　精神障害者保健福祉手帳保持者（申請中の方を含む）は、（別紙1）と（別紙2）の提出をお願いします。

※3　身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい以外の障がいがある方や、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を複数お持ちの方等、ご不明な点がある方は、下記「問い合わせ先」までご相談ください。

【問い合わせ先】岐阜県立障がい者職業能力開発校訓練部
TEL：058-201-4511

≪受診施設の方へ≫

訓練生の適切な健康管理と安定した訓練生活を図るために、現在の症状をご教示いただくとともに、医師の見地から以下の**<u>職業訓練が可能か</u>**、また、**<u>寄宿舎の利用を希望の方については寄宿舎生活が可能かどうか</u>**についてのご意見を、健康診断書の「総合所見」欄に、ご記入いただきますようお願いいたします。なお、貴施設で診断書項目の中で、診断できないものは空欄でかまいません。

【訓練の概要】

・岐阜県立障がい者職業能力開発校では、土日祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 3 時 45 分（4 月～5 月上旬までは午後 2 時 45 分）まで、職業訓練を行います。

訓練科名	主な訓練内容
基礎実務科	パソコン訓練、介護・清掃補助訓練、販売補助訓練
OA ビジネス科	パソコン訓練、簿記訓練、物流訓練
Web デザイン科	パソコン訓練
[共通する訓練内容] 社会適応訓練、職場体験・職場実習、体育	

・期間は 1 年間（1,401 時間）です。
・訓練時間の 8 割以上の出席が修了要件です。
・主に室内において、集団で学科及び実技などの訓練を受講します。

【寄宿舎の概要】

・寄宿舎は集団生活及び自立生活ができる方を対象としています。
・部屋は個室ですが、風呂、トイレ、洗面所、食堂は共用となります。
・ゴールデンウィーク、夏季休暇、冬季休暇など、本校が長期に閉校している期間は寄宿舎の利用はできません。
・寄宿舎には舎監をおきますが、医療の専門スタッフは配置しません。
・集団生活のため、起床や就寝時間、外出時間等のルールが決められています。